## 第6回 鬼北町農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午後4時00分~午後4時45分
- 2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室
- 3. 出席委員(13名)

1	山本信男	2	山本弥須弘	3	篠崎	英 明	4	渡邊	康 志
5	中 本 誉	6	兵 頭 正 男	7	那 須	健 一	8	山田	耕二
9	清家壽秋	1 0	山下展輝	1 1	浅 野	剛志	1 2	毛利	久 志
1 3	兵 頭 知 幸	1 4	谷口雄記						

### 4. 欠席委員(1名)

4	渡邊康志			
---	------	--	--	--

#### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議題第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

#### 6. 農業委員会事務局職員

局長 奥	奥 藤 幸 利	次長 丸	山貴広	主査	濱 田 竜 馬
------	---------	------	-----	----	---------

# 7. 会議の概要

( <u></u>	71.5
事務局	定刻となりましたので、ただ今から第6回の鬼北町農業委員会総会を始め させていただきます。 皆様ご起立をお願いします。 一同、礼。 ご着席ください。 始めに、開会の挨拶を谷口会長からいただきたいと思います。
会 县	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長 が執り行います。よろしくお願いします。
議	ただいまの出席委員は、 <u>13</u> 名であります。 <u>渡邊農業委員、毛利推進委員、田中推進委員、宇都宮推進委員</u> より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第6回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員 に <u>11番 浅野 剛志 委員、12番 毛利 久志 委員</u> 、以上の両委員 を指名いたします。よろしくお願いします。
議  县	日程第2 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、山本弥須弘委員より説明願います。
山本委員	失礼します。議席番号2番 山本です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位1番 説明】
山本委員	12月13日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。善家委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位1番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は 申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位2番 説明】
谷口委員	12月13日に譲受人、申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位2番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。
(兵頭委員)	これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。 (質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は 申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長 (兵頭委員)	それでは順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。

谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位3番 説明】
谷口委員	12月13日に申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位3番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。
(兵頭委員)	これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長(兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は 申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順 位3番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長 (兵頭委員)	  順位4番について、谷口雄記委員より説明願います。 
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位4番 説明】
谷口委員	12月13日に申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位4番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。
(兵頭委員)	これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。
(兵頭委員)	議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は

	申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順 位4番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	順位5番について、山本弥須弘委員より説明願います。
山本委員	失礼します。議席番号2番 山本です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番に ついて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位5番 説明】
山本委員	12月13日に譲渡人の代理人、譲受人の代理人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。善家推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位5番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は 申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	日程第3 議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)

議長	議長を交代いたしました。
(兵頭委員)	それでは順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
	議席番号14番 谷口です。
谷口委員	議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位 1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第26号 順位1番 説明】
	12月13日に譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査
谷口委員	を行いました。
	続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第26号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。
	ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。
(兵頭委員)	これより質疑討論を行います。
	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位
(兵頭委員)	日番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
** E	異議なしと認めます。
議 長 (兵頭委員)	よって、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
(光斑女貝)	て」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長 (兵頭委員)	続いて、順位2番について、谷口委員より説明願います。
	議席番号14番 谷口です。
谷口委員	議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位
	2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第26号 順位2番 説明】
	12月13日に譲受人の代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で
谷口委員	現地調査を行いました。
	続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第26号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。
	ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。
(共與安貝)	これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位 2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第4 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から18番までを一括審議し、順位19番から22番は該当委員退席後に審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。
	【議案書に基づき、議案第27号 順位1番から18番まで 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から18番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北 町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から18番につい て、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

			よる鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から18番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議		長	清家委員は退席願います。
			(清家委員 退席)
議		長	それでは、順位19番から21番について事務局より説明願います。
事	務	局	順位19番から21番について説明します。
			【議案書に基づき、議案第27号 順位19番から21番 説明】
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議		長	ただ今、順位19番から21番の説明が終わりました。
			これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 (質問、意見等なし)
			はい、ご意見もないようですので採決いたします。
議		長	議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位19番から21番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各	委	川	異議なし
議		長	異議なしと認めます。 よって、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位19番から2 1番は原案のとおり決定させていただきます。
議		長	事務局は清家委員を呼んできてください。
			(清家委員 着席)
議		長	篠崎委員は退席願います。
			(篠崎委員 退席)
議		長	それでは、順位22番について事務局より説明願います。
事	務	局	順位22番について説明します。
			【議案書に基づき、議案第27号 順位22番 説明】
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議		長	ただ今、順位22番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
			(質問、意見等なし)
議		長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

			議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北
			町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位22番は原案のとおり
			決定することにご異議ございませんか。
各	委	員	異議なし
			異議なしと認めます。
議		長	よって、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
戌		又	よる鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位22番は原案
			のとおり決定させていただきます。
議		長	事務局は篠崎委員を呼んできてください。
			(篠崎委員 着席)
議		長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。
哉		文	ご協力ありがとうございました。
議		長	以上で第6回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
			事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
			議事録署名委員
			11番
			12番